

第 3 8 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和 5 年 3 月 2 日 (木)

本会議終了後

場 所 第 1 委 員 会 室

付議事項

1 令和 5 年第 1 回 (3 月) 定例会に関する事項について

(1) 宇部拘置支所の収容業務の継続を求める意見書・・・資料 1

(2) 議事日程変更案について

| 月 | 日 | 曜 | 開議時刻 | 会議名 | 摘 要 |
|---|---|---|--------------|-----|---|
| 3 | 3 | 金 | 午前 9 時 3 0 分 | 本会議 | ・一般質問 (3 人) ・ <u>議員提出意見書案 1 件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決</u> |

2 政治倫理審査会の撮影許可申請書について・・・資料 2

3 その他

全員協議会の開催日 3 月 3 日 (金) 午前 9 時 議運決定事項の報告

宇部拘置支所の収容業務の継続を求める意見書（案）

宇部拘置支所は、主として宇部・山陽小野田管内の捜査機関により検挙され、起訴された被告人を収容する施設であり、この支所に収容される被告人の多くは、宇部市や山陽小野田市に在住する者である。

法務省矯正局によると、宇部拘置支所は、建物の老朽化を理由に収容業務を恒久的に停止し、収容業務の停止後は、宇部市や山陽小野田市在住の被告人は、下関拘置支所において収容する予定とのことである。

本来、勾留されている被告人は、刑事訴訟法第 39 条第 1 項の規定により、被疑者の段階から弁護人と立会人なくして接見し、書類や物の授受をすることができるとされ、弁護人との接見交通権が保障されている。

係る権利は、被告人の防御権のためには極めて重要な権利であり、十分に保障されなければならない、これを実質的に保障するためには、弁護人の接見交通権の行使が容易でなければならない。

宇部拘置支所の収容業務が停止され、下関拘置支所に集約されることは、宇部市から下関市まで自動車でも片道 1 時間以上の距離があり、宇部市や山陽小野田市に在住する者にとっては、現状と比較し、速やかな接見が今まで以上に困難となり、また、弁護人の弁護活動と被告人の人権への配慮を欠くものであり、許容し難い。

また、刑事訴訟法第 80 条に規定する弁護人以外の者との接見交通権においても、宇部市や山陽小野田市在住の被告人は、生活の本拠地から遠く離れた地で身体を拘束される結果、家族との面会も困難となり、精神的な支えを失うという不利益を受ける。

さらに、平成 28 年に制定された再犯の防止等の推進に関する法律及び同法を受けて国において策定した再犯防止推進計画においては、被告人の更生支援の重要性が指摘されている。

被告人の更生支援においては、社会福祉士等の福祉専門職が被告人と多数回接見を行い、更生支援のための計画を策定することが通例である。

しかし、福祉専門職の数が限られている山口県内の現状では、宇部拘置支所が収容業務が停止され、下関拘置支所に集約された場合、被告人が福祉専門職

と十分な面会を行うことが困難となり、更生支援計画の実施を阻み、早期の社会復帰を阻害する結果となることが強く懸念される。

そもそも、拘置支所は、国家の刑事司法制度や刑事政策を支える基本的なインフラであり、都市部か地方部かを問わず、必要な国費を投じて設置・運営されるべきものである。

については、国におかれては、下記事項について迅速に取り組まれるよう要望する。

記

- 1 宇部拘置支所の収容業務を継続すること。
- 2 都市部のみならず地方における刑事司法や刑事政策に係るインフラの整備のため、十分な司法予算を確保すること。

令和 年 月 日

山陽小野田市議会

政治倫理審査会の撮影許可申請書

年 月 日

政治倫理審査会長

様

申請者 住所
社名・団体名
氏名
連絡先

山陽小野田市議会の政治倫理審査会を下記のとおり撮影したいので、山陽小野田市議会議員政治倫理条例施行規程第6条の規定において例とする山陽小野田市議会委員会傍聴規程第6条第7号の規定により申請します。

記

| | |
|--------------|--|
| 開会日 | 年 月 日 |
| 区分 (○で囲む) | 報 道 ・ 一 般 ※一般の方は写真撮影のみ可 |
| 撮影対象と 範囲 | (例：請願第○号の審議、●●議員の一般質問質疑等、具体的に) |
| 使用目的 | (例：○○に関する請願について、審議内容を記事にする等) |
| 使用機器と 台数 | ビデオカメラ 台、カメラ 台、ボイスレコーダー 台、三脚 台、 その他 () |
| 撮影者の 人数 | 名 |

※裏面も必ず御確認ください

※撮影に当たっての傍聴人の守るべき事項

山陽小野田市議会議員政治倫理条例施行規程第6条の規定において例とする山陽小野田市議会委員会傍聴規程第6条に規定する「傍聴人の守るべき事項」に加え、撮影の許可を受けた者は、以下に掲げる事項を遵守すること。

- 1 照明の使用（フラッシュ撮影を含む）をしないこと。
- 2 撮影を行う場所は、市議会事務局職員の指示する傍聴席内の指定位置とし、みだりに移動しないこと。
- 3 他の傍聴人を写さないこと。
- 4 撮影データの使用に当たっては、公正で公平かつ客観的に行うこと。
- 5 目的外に使用しないこと。
- 6 報道関係者は各自用意した腕章等を、一般の方は市議会事務局が用意した腕章を着用すること。
- 7 その他、他の傍聴人の迷惑とならないよう十分に配慮し、会長及び市議会事務局職員の指示に従うこと。

上記に違反した場合には、撮影許可を取り消すことがあります。また、その際には、撮影データを削除していただきます。

上記の内容を全て確認しましたので、同意します。(レ点チェック)

市議会記入欄

本申請を、 **許可します** ・ **不許可とします**

政治倫理審査会長

(備考欄)